

第三十回国会 衆議院 農林水産委員会 議事録 第六号

昭和三十四年二月四日(水曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

- 委員長 松浦周太郎君
- 理事 大野 市郎君 理事 吉川 久衛君
- 理事 丹羽 兵助君 理事 赤路 友藏君
- 理事 石田 宥全君

出席政府委員

- 農林政務次官 石坂 繁君
- 農林事務官 須賀 賢二君
- 農林事務官 伊東 正義君
- 農林事務官 増田 盛君
- 農林事務官 大澤 融君
- 農林事務官 山崎 齊君

委員外の出席者

- 農林事務官 中野 和仁君
- 大臣官房寒冷地農業振興対策室長
- 農林事務官 山路 修君
- 農林事務官 岩隈 博君

本日の会議に付した案件

連合審査会開会申入れに関する件

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案(内閣提出第八三号)

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)

農林開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

日本蚕繭事業団法案(内閣提出第一〇〇号)

臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一四号)

○松浦委員長 これより会議を開きます。

先ほどの理事会の申し合せに従いまして、連合審査会の開会申入れの件についてお諮りいたします。目下内閣委員会において審議中の農林漁業基本問題調査会設置法案は、農林漁業の基本問題について内閣総理大臣の諮問に

応じ調査する農林漁業基本問題調査会を総理府に設置しようとするものでありまして、本委員会にいたしましても重大な関係を有するものであります。つきましては、本案について内閣委員会に連合審査会の開会を申し入れたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松浦委員長 御異議なしと認めます。なお、開会の時期等につきまして、内閣委員長と協議の上、追って公報をもってお知らせいたします。

○松浦委員長 それでは、本委員会に付託になりました、内閣提出、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、開拓融資保証法の一部を改正する法律案、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案、農業災害補償法の一部を改正する法律案、農林開発公団法の一部を改正する法律案、日本蚕繭事業団法案及び臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案を順次議題といたし、審査に入ります。

まず各案について政府当局より提案理由の説明を聴取いたします。石坂農林政務次官。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三五五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「六百二十六億七百万円」を「七百三億七百万円」に改める。

別表中「年 七分 二十年 五年」を「年 七分 十五年 二十年」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

理由

農林漁業金融公庫に対する政府からの出資金を七十七億円増額するとともに、造林に必要な資金を貸し付ける場合の貸付金の償還期限を十五年以内、その据置期間を二十年以内とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林漁業金融公庫に對する政府からの出資金を七十七億円増額するとともに、造林に必要な資金を貸し付ける場合の貸付金の償還期限を十五年以内、その据置期間を二十年以内とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

開拓者の必要とする経営資金等の融通を円滑にするため、中央開拓融資保証協会に対する政府からの出資金を八千万円増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案

理由

開拓者の必要とする経営資金等の融通を円滑にするため、中央開拓融資保証協会に対する政府からの出資金を八千万円増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案

る地域をいう)で政令で定める基準に適合するものを、北海道知事からの申請に基づき、気象条件その他の自然的経済的条件の類似するものごとに、寒冷地畑作振興地域として指定する。

2 前項の規定による寒冷地畑作振興地域の指定は、告示をもつてしなければならない。

(貸付)

第三条 農林漁業金融公庫(以下「公庫」という)は、寒冷地畑作振興地域の区域内において主として畑又は牧野につき耕作又は養畜の事業を行う者で第六条第一項の認定を受けたものに対し、この法律の定めるところにより、当該認定に係る営農改善計画に記載された同条第二項第四号の改善措置を実施するために必要な資金で農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一号又は第八号に掲げるものの貸付を行うものとする。

(貸付条件)

第四条 前条に規定する者に対し同条に規定する資金(以下「営農改善資金」という)の貸付を行う場合における貸付金の利率は年七分以内、その償還期間(据置期間を含む)は二十年内、その据置期間は五年以内において、それぞれ公庫が定めるものとする。

(貸付金額の決定)

第五条 公庫は、第三条に規定する者に対し営農改善資金の貸付を行う場合には、貸付の申込をした者につき、次条第一項の認定に係る営農改善計画を参照して、貸付金

額及び償還期間その他の貸付条件を定めなければならない。

(貸付資格の認定)

第六条 営農改善資金を貸付を受けようとする者は、農林省令で定める手続により、営農改善計画を作成し、これを申請書に添え、北海道知事に提出して、当該貸付を受けることが適当である旨の北海道知事の認定を受けなければならない。

2 前項の営農改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 農業経営の状況
  - 二 資産及び負債の状況
  - 三 収入及び支出の状況
  - 四 当該寒冷地畑作振興地域の寒冷な気象条件その他の自然的経済的条件に適應する営農条件に應ずる農業経営の確立を図るために必要な改善措置
  - 五 営農改善資金の額並びにその貸付を受けた場合における貸付金の使用計画及び償還計画
  - 六 第四号の改善措置に必要な資金で営農改善資金以外のものの額及び調達方法
  - 七 その他農林省令で定める事項
- 3 第一項の認定の申請は、昭和三十九年三月三十一日までにするものとする。
- 第七条 北海道知事は、前条第一項の規定により認定の申請があつたときは、その申請に係る事項が次の各号の要件をみたす場合に限り、同項の認定をするものとする。
- 一 営農改善計画に記載された前条第二項第四号の改善措置が当

該寒冷地畑作振興地域の寒冷な気象条件その他の自然的経済的条件に適應する営農条件に應ずる農業経営の確立を図るために必要かつ適当なものであること。

二 営農改善計画が適正に作成されておらず、かつ、申請者がこれを達成する見込が確実であること。

三 申請者が営農改善計画を達成するためには、当該貸付を受けることが必要であつて他に適当な方法がないこと。

(指導等)

第八条 北海道知事は、営農改善資金の貸付を受けた者(その者の一般承継人を含む)からの申出があつたときは、その者に対し、営農改善計画の作成又はその達成につき必要な指導をするものとする。

2 北海道知事は、営農改善資金の貸付を受けようとする者の営農改善計画の作成に資するため、寒冷地畑作振興地域ごとに、当該寒冷地畑作振興地域の区域内において主として畑又は牧野につき耕作又は養畜の事業を行う者の営農の改善の目標として、その寒冷な気象条件その他の自然的経済的条件に適應する営農条件に應ずる営農方式の例を作成することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由  
北海道の区域内の寒冷がはなはだしい特定の畑作地域内における農業者で営農改善計画をたてその営農の改善を図ろうとするものに、農林漁業金融公庫が、必要な資金を長期かつ低利で貸し付けることにより、その地域における農業者の経営の安定を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第五十条の二 国庫は、当分の間、予算の範囲内で、昭和三十四年に行われる第五十五条第四項の規定による共済掛金標準率の一般改訂によりその地域に適用される同条第一項第一号の共済掛金標準率甲のうち疾病及び傷害による損害に對應する部分の率と同項第二号の共済掛金標準率乙とを合計した率(以下この項において「病傷率」という)に変更があつた地域内に住所を有する組合員等であつて乳牛の雌を死産病傷共済に付しているものに対し、当該変更による病傷率の増加の割合に応じて政令で定めるところにより算出される金額の補助金を交付することができる。

前項の規定により組合員等に交付すべき補助金は、これを当該組合員等に交付するのに代えて、当該組合員等が組合等に支払うべき共済掛金の一部に充てるため当該組合等にこれを交付し、又は当該組合等が農業共済組合連合会に支払うべき保険料の一部に充てるため当該農業共済組合連合会にこれを交付することができる。

第一項の規定による補助金に相當する金額は、毎年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れ

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に死産病傷共済に付されている牛又は馬についての昭和三十四年三月三十一

日の属する共済掛金期間に係る共済掛金に関する国庫の負担については、なお従前の例による。

3 農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第九十五号）附則第八項」を「農業災害補償法第五十条の二第一項」に改める。

4 農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第八項及び第九項を削り、附則第十項を第八項とする。

5 改正前の農業災害補償法の一部を改正する法律附則第八項の規定による補助金で昭和三十三年度以前の年度に係るものについては、なお従前の例による。

理由

牛又は馬に係る死傷病傷共済の共済掛金についての国庫の負担方式を改めるとともに、最近における乳牛の被害率の異常な上昇を反映して、昭和三十四年における共済掛金標準率の改訂により乳牛に係る死傷病傷共済の共済掛金の額が増加する場合における組合員等の負担を軽減するための助成措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

繭糸価格の安定に関する臨時措置

法の一部を改正する法律案  
繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律

繭糸価格の安定に関する臨時措置法（昭和三十三年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十三年産の繭及びこれを原料とする生糸」を「昭和三十三年産及び昭和三十四年産の繭並びにこれらを原料とする生糸」に改める。

第二条第二項中「昭和三十四年五月三十一日」を「昭和三十五年五月三十一日」に改める。

第三条第二号中「一万一千二百五十トン」を「昭和三十三年産の繭のうち一万一千二百五十トン」に、「数量」を「数量のもの」に改める。

第五条第一項中「政令で数量を定めた場合において、その政令で定める数量の範囲内」の「範囲内」を「同一年四月一日から五月三十一日までの範囲内」に改める。

（政令で、数量及び昭和三十四年四月一日から五月三十一日まで又は昭和三十五年四月一日から五月三十一日までの範囲内で期日を定めた場合には、その政令で定める数量の範囲内）の「範囲内」に改める。

第五条第三項中「二百億円」を「昭和三十四年五月三十一日を経過してなお会社が保管するもの（第一項の規定により政令で数量及び昭和三十四年四月一日から五月三十一日までの範囲内の期日が定められた場合には、その政令で定める期日から同年五月三十一日までに政府が買入れ

るものを含む）」については二百億円、昭和三十五年五月三十一日を経過してなお会社が保管するもの（同項の規定により政令で数量及び昭和三十五年四月一日から五月三十一日までの範囲内の期日が定められた場合には、その政令で定める期日から同年五月三十一日までに政府が買入れ

るものを含む）」については二百億円、昭和三十五年五月三十一日を経過してなお会社が保管するもの（同項の規定により政令で数量及び昭和三十五年四月一日から五月三十一日までの範囲内の期日が定められた場合には、その政令で定める期日から同年五月三十一日までに政府が買入れ

るものを含む）」については五十億円に改める。

第五条第四項中「昭和三十四年六月三十日」を「昭和三十四年五月三十一日」を経過してなお保管する生糸又は乾繭にあつてはその日から同年六月三十日まで、昭和三十五年五月三十一日を経過してなお保管する生糸又は乾繭にあつてはその日から同年六月三十日まで、第一項の規定により政令で数量及び期日が定められた場合において、その政令で定められた数量の範囲内」の「範囲内」を「同一年六月三十日までの範囲内」に改める。

（政令で、数量及び昭和三十四年六月三十日）を「昭和三十四年五月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

最近における繭及び生糸の需給事情にかんがみ、繭糸価格の安定に関する臨時措置法による臨時措置を昭和三十四年産の繭及びこれを原料とする生糸にも適用し、これに伴い、同法により日本輸出生糸保管株式会

社が買入等を行つて保管する生糸又は乾繭の政府買入につき定められた買入限度額を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

森林開発公団法の一部を改正する法律案  
森林開発公団法の一部を改正する法律

森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「開発して、林業生産の増大と林業経営の改善に資するため、余剰農産物資金融通特別会計等から資金の融通を受け、」を「開発するために必要な」に、「行うこと」を「行うとともに、国からの委託を受けて、豊富な森林資源を有する国有林と民有林とが相接して所在する特定の地域内におけるこれらの森林を開発するために必要な林道の開設、改良及び復旧の事業を行い、もつて林業生産の増大に資すること」に改める。

第十八条第一項第五号中「前四号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 豊富な森林資源を有する国有林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第三項に規定する国有林をいう。）と民有林（同項に規定する民有林をいう。）とが相接して所在しており、かつ、これらの森林の開発が十分に行われていない地域の

うち政令で定める区域内の当該森林を開発するために必要な林地幹線林道の開設又は改良の事業及びその開設又は改良に係る林道で政令で定めるものの災害復旧の事業であつて、国有林野事業（国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）第一条第二項に規定する国有林野事業をいう。）として行われるものを国の委託により行うこと。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

国有林と民有林とが相接して所在している特定の地域内における森林を開発するために必要な林地幹線林道の開設、改良及び災害復旧の事業であつて国有林野事業として行われるものを国の委託により森林開発公団を行うことができるようにする必要があるので、これが、この法律案を提出する理由である。

日本蚕繭事業団法案  
日本蚕繭事業団法

第一章 総則（第一条―第八条）  
第二章 役員等（第九条―第二十条）  
第三章 業務（第二十三条―第二十五条）  
第四章 財務及び会計（第二十六条―第三十四条）  
第五章 監督（第三十五条―第三

三

十六條

第六章 雑則(第三十七條・第三十八條)

第七章 罰則(第三十九條) 第四十二條

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 日本蚕繭事業団は、養蚕業の経営の安定に資するため、農業協同組合連合会からの委託による乾繭の売渡、乾繭の生糸への加工及びその加工に係る生糸の売渡等の操作を行うことにより、適正な繭価水準の実現を図ることを目的とする。

(法人格)

第二条 日本蚕繭事業団(以下「事業団」という)は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、十億円とし、政府がその全額を出資する。

(定款)

第五条 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所所在地
- 四 資本金及び資産に関する事項
- 五 役員及び運営審議会に関する事項
- 六 業務及びその執行に関する事項

項

七 財務及び会計に関する事項

八 公告に関する事項

九 定款の変更に関する事項

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければならない。

(登記)

第六条 事業団は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第七条 事業団でない者は、日本蚕繭事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団に準用する。

第二章 役員等

(役員)

第九条 事業団に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

(役員職務及び権限)

第十条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

(役員任命)

第十一条 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第十二条 理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員欠格事項)

第十三条 国會議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者で、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

第十四条 農林大臣は、理事長又は監事が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 理事長は、理事が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第十五条 農林大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事長若しくは監事たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

3 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

4 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

5 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

6 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

7 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

8 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

9 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

10 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

11 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

12 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

13 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

14 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

15 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

16 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

17 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

18 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

19 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

20 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

21 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

22 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

23 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

24 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

25 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

26 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

27 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

28 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

29 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

30 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

林省令で定める蚕期ごとに、あらかじめ、繭及び生糸の需給事情からみて適正と認められる繭価水準の実現を図ることを旨として、同号の委託を受ける乾繭の数量の限度を定め、農林大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 事業団は、前項の承認を受けた数量の範囲内でなければ、前条第一号の委託を受けることができない。

(業務方法書)

第二十五条 事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十六条 事業団の事業年度は、毎年六月一日に始まり、翌年五月三十一日に終る。

(収入及び支出の予算等の認可)

第二十七条 事業団は、毎事業年度、収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十八条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十九条 事業団は、毎事業年

度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するとき、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十一条 事業団は、農林大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができ、

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた借入金は、一年以内に償還

しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十二条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 1 農林中央金庫又は農林大臣の指定するその金融機関への預金
- 2 国債又は農林大臣の指定するその他の有価証券の取得

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十三条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(農林省令への委任)

第三十四条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。

第五章 監督

第三十五条 事業団は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ、

(報告及び検査)

第三十六条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対しその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十七条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十八条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 1 第五條第二項、第二十五條第一項、第二十七條又は第三十一條第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。
- 2 第二十四條第一項、第二十九條第一項又は第三十三條の承認をしようとするとき。
- 3 第三十二條第一号又は第二号の指定をしようとするとき。
- 4 第二十五條第二項又は第三十條の農林省令を定めようとするとき。

第七章 罰則

第三十九条 第二十一條の規定に違反してその職務に關して知得した秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四十条 第三十六條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団

の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

- 1 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 2 第六條第一項の政令に違反して登記をすることを怠つたとき。
- 3 第二十三條に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 4 第三十二條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 5 第三十五條第二項の命令に違反したとき。

附則

(施行期日)

第四十二条 第七條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 農林大臣は、第十一條第一項の例により、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものと

する。

第三条 農林大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

第四条 設立委員は、定款を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府に対し、出資金の払込を求めなければならない。

3 政府は、前項の規定により出資金の払込を求められたときは、第四条の規定による出資金の全額を払い込まなければならない。

4 設立委員は、前項の規定による出資金の払込があつた日において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

5 第三十八条の規定は、第一項の認可をしようとする場合に適用する。

第五条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第四項の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

第七条 この法律の施行の際現に日本蚕繭事業団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第七条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第八条 事業団の最初の事業年度は、第二十六条の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和三十五年五月三十一日に終るものとする。

第九条 事業団の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画については、第二十七条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)  
第十条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「石炭鉱業整備事業団」の下に「日本蚕繭事業団」を、「石炭鉱業合理化臨時措置法」の下に「日本蚕繭事業団法」を加える。

(印紙税法の一部改正)  
第十一条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ三ノ二の次に次の一号を加える。  
六ノ三ノ三 日本蚕繭事業団ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)  
第十二条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「日本貿易振興会」の下に「日本蚕繭事業団」を加える。

(法人税法の一部改正)  
第十三条 法人税法(昭和二十二年

法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「日本貿易振興会」の下に「日本蚕繭事業団」を加える。  
(地方税法の一部改正)  
第十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本貿易振興会」の下に「日本蚕繭事業団」を加える。

理由  
繭糸価格安定法等に基き政府の行う繭糸価格の安定に関する措置を補完して、繭及び生糸の需給事情からみて適正な繭糸水準の実現を図るため、農業協同組合連合会からの委託による乾繭の売渡等の操作を行うことを業務とする法人として、日本蚕繭事業団を設立し、その組織、業務、財務、会計等について所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案  
臨時肥料需給安定法(昭和二十九年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第六項及び第四条第二項中「公表し」を「政令の定めるところにより、公表し、又は関係者に通知し」に改める。

附則第二項中「昭和三十四年七月三十一日」を「昭和三十九年七月三十一日」に改める。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

理由  
臨時肥料需給安定法の施行後の状況にかんがみ、同法の有効期限を五年延長して引き続き肥料の需給の調整及び価格の安定を図るとともに、肥料の需給計画の公表に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〇石坂政府委員 ただいま上程になりました農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

農林漁業金融公庫は、その設立以来六年、その前身である農林漁業資金融通特別会計時代をも通算いたしますとすでに八年間にわたり農林漁業の生産力を維持増進するために必要な長期かつ低利の資金を融通して参りましたことは、各位のよく御承知のところであり、各位のよく御承知のところでありました。この間公庫の貸し付けて参りました資金の総額は昭和三十三年度末において約二千二百億円、その融資残高は約千五百億円に達する見込みであり、前年度に引き続き重要農林漁業施策に即応して農林漁業の生産基盤の強化と経営の安定に必要な資金の融通を行うこととし、資本金の増額、融資条件の一部の変更等の措置を講ずるため、本法律案を提案した次第であります。

以下農林漁業金融公庫法の改正の内容容について御説明申し上げます。

第一点は、資本金の増額であります。昭和三十四年度における公庫の貸付予定計画は四百三十二億円であり、前年度に比較して五十七億円の増加となっておりますが、この四百三十二億円の貸付を行うための原資は、年度内の資金交付所要額等を勘案いたしまして、一般会計からの出資金七億円、産業投資特別会計からの出資金七十億円、借入金といたしまして資金運用部から八十五億円と簡易生命保険及び郵便年金特別会計から百三十億円、並びに回収金等百二十億円、合計四百十二億円となっております。以上の通り、政府が一般会計及び産業投資特別会計から七十七億円を出資することとなっておりますので、現行の資本金に関する規定を改正することといたしましたのであります。

第二点は、造林に必要な資金の貸付にかかる貸付条件の変更であります。御承知の通り、造林事業は、他の事業と異なり、その収益を得るに至りますまでにはかなりの長期間を要するものであり、そのため公庫は従来も他の事業に比較してかなり長期間の融資を行なつて参りましたが、さらに長期の据置期間を設けることによりまして、融資による造林のより一その拡大を期待することとし、造林に必要な資金の貸付条件中、償還期限及び据置期間を改めるものであります。

以上がこの法律案を提案いたす理由であります。次に、開拓融資保証法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明いたします。



戦後の開拓事業も既に十余年を経過し、その間、約十五万戸の開拓者は、不利の立地条件や、たび重なる天災等にも屈せず、日夜嘗々と農業経営に精進し、一部には、既存農家の水準を越え、新しい畑作営農方式の先駆者となつてゐるものも少くありませんが、他面、大部分の開拓者は、重なる悪条件のため、その努力にもかかわらず、いまだに営農の基礎も確立せず、経営不振に悩んでゐる実情であります。

この現状に対処いたしまして、政府は、一昨年制定を見ました開拓営農振興臨時措置法を中心といたしまして、開墾建設工事の促進、営農資金の融資額的大幅増額、経営の重圧となつてゐる負債の条件緩和等、これら開拓者の経営の安定に必要な各般の総合施策を逐次実施いたし、その成果を上げつつある次第であります。

昭和三十四年度は、前年に引き続き、一段とこれらの施策の拡充強化をはかることとし、その一環として、中央開拓融資保証協会に対する政府出資の増額を行うこととしたのであります。

すなわち、開拓者の必要とする営農資金のうち、大家畜、農用施設、農機具等の基本的生産手段を調達するため長期資金につきましては、昭和二十二年設置いたしました開拓者資金融通特別会計から政府資金を低利で融資する措置をとつて参りましたが、肥料、飼料、種苗あるは中小家畜等を購入するための短期営農資金につきましては、開拓者の実情からその調達はなほ困難でありましたので、昭和二十五年、農林中央金庫の協力を得て、開拓信用基金制度を創設し、その後、開

和二十八年に至り、開拓融資保証法を制定いたしました。開拓融資の円滑化をはかる制度を確立したのであります。

この制度は、中央及び各都道府県に開拓融資保証協会を設立し、開拓者が金融機関から短期営農資金を借り入れる場合にその債務をこの協会が保証することによって、資金の調達は容易ならしめるものであります。自來、政府は、毎年中央開拓融資保証協会に対し出資を行い、本年度までに同協会の基金四億一千五百六十二万のうち三億一千万円を出資して、開拓者の営農の進展に資して参つたのであります。

しかしながら、肥料の必要量を適期に投入することは営農振興の根幹であります。開拓者の現状はなおその資金の調達に事欠く状態であり、また牛乳等家畜の増加に伴う飼料購入量の増大、中小家畜の導入促進の必要等から資金需要が増加いたしてゐることも対処いたしまして、政府は、昭和三十四年度において、一般会計からさらに八千万円を追加出資いたしました。融資ワタの拡大をはかり、営農資金の融通を一段と拡充し、もつて開拓者の農業生産力の発展と農業経営の安定に資しようとするのであります。

以上が開拓融資保証法の一部を改正する法律案の提案の理由であります。次に、北海道寒冷地畑作営農改善資金金融通臨時措置法案の提案理由を御説明いたします。

北海道の農業、特に畑作経営の現状は、一般に劣悪な自然条件下にあるため、営農上各種の制約を受けることも、地方は一般に低下の傾向が見ら

れ、いまだその自然的条件を克服し得るに至らず、冷害のつど農家経済は動揺し、農業経営は安定の域に達しておりません。

政府におきましては、このような実情と現地の寒冷地農業経営確立についての要請をも考慮して、北海道寒冷地農業についてその営農のあり方を再検討することとし、昭和三十三年度において基本的な調査を行なつたのであります。

この調査の結果によりまして、北海道の畑作農業の現状を改善して参りますためには、土地改良等の生産の基礎条件の整備を進めることはもちろんであります。同時に地方の維持増進を基調としてそれぞれの地域の自然的経済的条件に適合する農業経営の確立をはかることが緊要であると考へられます。

以上の見地から、北海道の寒冷地畑作農業振興の一環として、昭和三十三年度から北海道畑作営農改善対策要綱を策定して、北海道の寒冷地畑作地域の農業者で営農改善計画を立てその営農の改善をはかろうとする者に対して、農林漁業金融公庫よりこれに必要な長期低利資金を総合的に融通するとともに、これらの農業者に対する営農技術指導を強化して、これらの地域の自然的経済的条件に適合する農業経営の確立をはかる措置を講じてきたのであります。今、この措置を法律制度として確立し、一そうその推進をはかることとした次第であります。

以上がこの法律案を提出するに至りました経緯と趣旨の概要であります。次に本法律案の骨子についてその概略を御説明いたします。

まず第一に、寒冷地畑作振興地域の指定につきましては、農林大臣が、北海道知事からの申請に基づき、北海道の区域内の寒冷地はなほだしい畑作地域を、気象条件その他の自然的経済的条件の類似する地域ごとに、推定することにしております。

第二に、営農改善資金の貸付につきましては、農林漁業金融公庫は寒冷地畑作振興地域の区域内の農業者で北海道知事の認定を受けた者に対し、営農改善計画に記載された改善措置を実施するために必要な営農改善資金を総合的に貸し付けるものとし、この貸付金の貸付条件等を規定しております。

第三に、営農改善計画の作成及び貸付適格者の認定につきましては、営農改善資金の貸付を受けようとする者は営農改善計画を作成して北海道知事の認定を受け、その営農改善計画の内容及び北海道知事の適格者の認定の要件を規定しております。

なお、営農改善資金の貸付適格者の認定の申請期間は、農業者の経営の安定をすみやかに達成させるため、昭和二十九年三月三十一日までの五カ年間としてあります。

第四に、営農改善資金の貸付については、指導がこれに伴う必要がありまので、北海道知事の指導につき必要な規定を設けてあります。

以上がこの法律の主要点であります。農地または牧野の改良その他農業生産の基盤の整備、新農山村建設事業、集約酪農地域酪農振興事業その他現行の他の諸施策と密接な関連のもとに、この法律による事業を実施することにより、これらが地域における農業者の営農をすみやかに改善し、その経

営の安定をはかつて参りたいと存するのであります。

次に、農業災害補償法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

農業災害補償制度の重要な一環である家畜共済制度につきましては、昭和三十年死亡賠償共済と疾病傷害共済の一元化が行われ、自來この制度によりましてその運営をいたして参つたのであります。法律上本年四月に料率の改訂を実施しなければならぬこととなつておりますので、この機会に国庫負担の方式を改善し、料率改訂に伴う農家の負担を軽減することを目的として、この法律案を提案した次第であります。

その第一は、家畜共済事業の国庫負担方式を改正しようとするものであります。現行の掛金国庫負担の方法は、牛及び馬につきまして、最低の共済金額に対応する掛金のうち死産部分に相当する額の半分を国が負担することとなつてゐるのであります。これを原則として農家が選ぶ共済金額に対応する掛金のうち死産部分に相当する額の半分を国が負担することに改め、農家負担の軽減をはかることとした次第であります。なお、他の制度における国庫負担との均衡も考慮いたしまして、国庫負担の対象となる共済掛金の限度を農林大臣が定めることとしたのであります。

第二は、家畜共済の対象である乳牛につきまして特別の助成措置を講じようとするものであります。乳牛につきましては、最近における被害率の異常な上昇によりまして、農家の支払う共済掛金の額が増加し、先に述べました

国庫負担方式の改善によりましてもお農家負担の増加が見込まれる状況にありまして、料率改訂によって病傷の率が増加する地域の農家に対し、その新旧料率の差に応じて掛金増加分の一定割合を補助することとしたしまして、この補助金の交付に関する事項を定めた次第でございます。

このほか、国庫負担方式の改正に伴う経過措置及び関係法令の整備に関する事項を規定いたしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。

次に、繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、昭和三十三年生糸年度における繭糸価格の安定をはかるため、第二十九特別国会において成立いたしました繭糸価格の安定に関する臨時措置法により、大量の生糸及び繭の買い支えを行なったのでありますが、結果においては内外市場の先行き不安と実需要の減退を防止することができず、根底にある需給の趨勢的な不均衡を解決するの必要に迫られたのであります。政府は、ここにおきまして、蚕糸業が産業として安定した基礎を持ち得るため基本的な対策を講ずる必要があると認め、最低糸価及び最低繭価を需給の均衡をはかり得る水準に改定し、また桑園の整理を行うに資する蚕農家に対する助成措置を行うことにより新しい事態に対応し価格の安定をはかるとともに、長期にわたる蚕糸業の安定をはかるための総合的基本対策の策定につき、過去の蚕糸業振興審議会に諮って逐次その検討に取りかかっている次第であります。

そこで、昭和三十四年生糸年度の繭糸価格の安定対策についてであります。

繭糸価格安定法は、さきの総合的な基本対策の一環として、現制度運営の経験及び他の農産物価格安定制度との関連等も考慮して十分検討を加え、恒久的制度として整備する必要がありますので、三十四年生糸年度の繭糸価格の安定措置は、現行臨時措置の一年延長によって対処する方針をとることとしたのであります。

以下法律案の内容についてその概要を申し上げます。

第一は、繭糸価格の安定に関する臨時措置法による臨時措置を昭和三十四年生糸年度の繭及びこれを原料とする生糸に適用することでありまして、

第二は、これに伴いまして、日本輸出生糸保管株式会社を昭和三十四年生糸年度において買い入れ等を行なうに取得した生糸または乾繭を政府が買い入れる場合における買い入れ金額の限度を五十億円とすることでありまして、

以上が繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由であります。

次に、森林開発公団法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明いたします。

国民経済の発展に伴い年々飛躍的に増大する木材需要に対処してその供給を確保するためには、豊富な資源を抱きながら未利用のまま放置されている奥地未開発林の開発を促進する必要があります。このため、民有林につきましては国庫補助等の措置により、そのうち特に熊野川流域及び剣山周辺地域につ

きましては森林開発公団によりまた、国有林につきましては国有林野事業によりまして、幹線林道の開設事業を実施し、鋭意奥地未開発林の開発を推進して参ったのであります。

しかしながら、これら奥地未開発林の開発を進めて参ります場合におきまして、国有林と民有林とが相接して存在する地域にありましては、国有林及び民有林相互の伐採時期のずれとか、民有林の受益者としての負担能力の問題等からいたしまして、その開設が必ずしも円滑に実施されないような場合が多く、それらの早急な開発が待たれている実情であります。

このような現状に対処いたしまして、かかる国有林と民有林とに関連する幹線林道の開設改良事業を国有林野事業として実施するようにいたしたのであります。

しかしながら、国有林におきましては明年度から生産力増強計画が全国的に実施される段階にあり、これらの大規模な奥地幹線林道の開設事業を急速かつ計画的に実行することは困難でありますので、森林開発公団の組織、能力及びその豊富な経験を活用することとし、同公団に、かかる奥地幹線林道の開設事業を委託して実施させることが適当と考えるのであります。

このような理由によりまして、森林開発公団法の一部を改正いたしたのであります。

以下法律案の内容につきましてその概要を御説明申し上げます。

まず、同公団の業務に、森林開発公団が、豊富な森林資源を有する国有林と民有林とが相接して所在しており、かつ、これらの森林の開発が十分に行

われないない地域のうち政令で定める区域内の当該森林を開発するために必要な奥地幹線林道の開設または改良の事業及びその開設または改良にかかる林道で政令で定めるものの災害復旧の事業であつて国有林野事業として行われるものを国の委託により施行することを加えることとしたのであります。

次に、これに伴い、同公団の目的に、同公団が以上に述べました事業を行なつて林業生産の増大に資することをおわせてその目的とする旨を加え、これに関連して必要な規定の整理をしたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容のおもな点であります。

次に、日本蚕繭事業団法案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

現行繭糸価格安定制度のもとにおきましては繭の価格の安定措置といたしまして、農業協同組合連合会が最低繭価を維持するために乾繭を共同して保管する制度がありますが、繭の価格が最低繭価以上にある場合に繭価を適正水準に維持するための措置はとられておりません。この繭糸価格安定制度の空白を補充して、農業協同組合連合会が繭の価格を繭及び生糸の需給事情から見て適正な水準に実現する努力を行う場合のよりどころとなる機関として、日本蚕繭事業団を設立することとしたのであります。

次にこの法案の内容について概略を申し上げます。

第一に、この事業団の資本金は十億円とし、政府がその全額を出資することとしたのであります。

は、農業協同組合連合会からの委託を受けて、乾繭を売り渡し、加工し、も

しくは生糸と交換し、またはその生糸を売り渡す等の操作を行うこととしたことのであります。なお、この事業団の事業活動は関連業界に及ぼす影響が大きいので、事業の規模を適正にするため、事業団が販売の委託を受けることができる限度についてそのつど農林大臣の承認を受けなければならないこととしたのであります。

第三に、この事業団の組織といたしましては、役員の数、任免等についての規定を設けるとともに、業務の円滑適正な運営を期するため、事業団の業務に關し学識経験を有する者十人以上で組織する運営審議会を設けることとしたのであります。

第四に、事業団の財務及び会計については、事業計画等につきあらかじめ農林大臣の認可を受けしめることとし、その他借入金をするに及ぶ余裕金の運用等につきまして所要の監督規定を設けることとしたのであります。

第五に、事業団を設立するための必要な手続規定を設けております。

以上が日本蚕繭事業団法案の提案理由の説明であります。

最後に、臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

臨時肥料需給安定法は、去る昭和二十九年以来、硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法とともに、いわゆる肥料二法として、重要肥料の需給の調整、硫安工業の合理化の促進、硫安価格の安定等について、おおむね所期の効果を上げて参つたのであります。特に需給安定法に基づく硫安価格の安定



については、硫安工業の合理化の進行と、供給量の増加に伴う需給関係の改善と相俟って、年々相当額の国内価格の引き下げを見たのでありまして、その効果は見るべきものがあつたと思われぬのであります。

需給安定法は、合理化法とともに、本年七月末で当初定められた五カ年の有効期間が切れることとなるのでありますが、最近の肥料の需給事情から考えますと、内需の所要量を確保すると同時に、その輸出を積極的に推進することが必要であります。一方最近の国際競争の激化から、国内価格と輸出価格に相当の較差が存する現状であります。

以上の状況にかんがみまして、本年八月以降においても、合理化法に基づく硫安工業の合理化並びに輸出の振興のための措置を強力に推進するとともに、需給安定法による重要肥料の需給の調整と国内価格の適正な水準による安定をはかるための価格の統制を今後とも継続する必要がありますので、需給安定法の有効期間を五年間延長することとした次第であります。なお、別に提案いたしております硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案によりまして、同法も同じく五年間その有効期間を延長することとしたしております。

次にこの法律案の内容を御説明いたします。

第一は、この法律の有効期間を五カ年間延長し、昭和三十九年七月三十一日まで効力を有するものとするため、所要の改正を行うものであります。

第二は、従来、需給計画を定め、または変更いたしました場合、需給計画

の内容を公表することとなつておりましたが、これを公表することが輸出取引上適当でないと考えられるような場合には、関係者に通知することによつて公表にかえることができるように改めることとしたのであります。

以上が臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。以上本日上程されました八件の提案の理由並びに内容の概略を御説明申し上げましたが、各案とも何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決ありますようお願い申し上げます。

○松浦委員長 これにて提出理由の説明聴取は終了いたしました。

○久保田(豊)委員 全般の審議の状況から、特に資料として政府の方に早急に提出をお願いしたいものが三件あります。

一つは、本年度の予算で補助金の分が相当多いので、その補助金の種類、並びに金額、並びにその補助金を受けける団体、あるいは団体の負担分、こういうものについて資料を出していただきたい。農林関係のものであります。

特に、そのうちで、別個にもう一つの資料は、土地改良関係のいろいろの事業がたくさんあるわけですが、それに対する地元負担分がどのくらいになるのかということ、それから、戦後ずっと行いました土地改良事業によつて地元が負担をした分、これらの現在残つておる分の総計、この資料を一括して出していただきたい。これは項目別について詳しいものを出していただきたいと思ひます。

それから、もう一つは、肥料関係について、肥料二法が実施された二十九年度以降、大体どの程度の金が合理化の

ために出ておるのか、それから、そのために生産力は大体どのくらいふえ、コストはどの程度減つてきたのか、そういう点のはつきりわかるような資料を、各会社、工場ごとに出していただきたい。

この三つの資料をお願いしておきたい。

○石坂政府委員 たいだいま久保田委員から御要求の資料であります。各般にわたり、かつ計数的のことも多いようでありまして、できるだけすみやかに御要求に応ずるようになりたいと思ひます。

○中澤委員 もう一つ要求したいのですが、三十日に春蘭の入札が行われた。これは入札することに公表することになってはいるが、それが公表されていない。だから、入札価格と落札等、公表する事項を委員会に資料として出していただきたい。

○久保田(豊)委員 今の最後の肥料の問題でちょっとつけ加えておきますが、肥料に対しますその時期のこちらの輸出価格、それからおもな輸出品、それに対する各外国の競争品、たとえば西独であるとかその他アメリカであるとか、そういう向うの価格というものをつけ加えて出していただきたいと思ひます。

○芳賀委員 今久保田君から肥料関係の資料の要求がありました。それにつけ加えて、輸出会社法に基く日本硫安輸出会社の経営の内容、それから、昨年の暮れに肥料懇談会が政府に対して報告書を出しておるその報告書の内容、なお、重複すると思ひますが、特に硫安合理化の第一次五カ年計画の達成の内容、その成果等についても具体的

な資料を出していただきたい。もう一つあります。それは北海道の寒冷地農業の関係ですが、政府が今まで実施された北海道畑作管農改善対策要綱、これを資料として出していただきたい。

○神田委員 私も一つ。森林関係の保安林について、全国のどこにどれだけの保安林があつて、いつ取得したかというこの保安林関係の明細な表を一つ資料としてほしいのです。

○石坂政府委員 久保田君の追加の御要求及び御三君の御要求のうち、あるいは一部公表できない部分もあるかもしれませんが、公表のできませんものはできるだけすみやかに取りそろえます。

○中澤委員 公表のできない部分というのは、三十日の入札価格の問題だと思ふ。これは入札当時から公表するということに原則がなつてはいる。だから、それがもし漏れていけないなら、秘密資料として委員にだけ配付したらいい。それはごまかしてはいけません。

○石坂政府委員 中澤委員の重ねての御発言ですが、価格は公表することになつていないさうです。

○中澤委員 それははつきりしております。入札当時、これは落札したら公表するといふ項目が、入札者に渡した書類の中に書いてある。それは公表できないというわけではない。われわれだつてめちやくちやに政府をいじめればいいという考えじゃない。実際どれだけの価格であつたということがわからぬ限りは、この法案の審議というものは入れませんよ。これは念のため申し上げます。

○松浦委員長 政府の善処を望みます。それでは、次回は公報をもつてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十六分散会

昭和三十四年二月六日印刷

昭和三十四年二月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局